

母子家庭等・父子家庭福祉医療費受給者証の更新をお忘れなく

母子家庭等福祉医療費受給者証、父子家庭福祉医療費受給者証の有効期限が近づいています。更新の対象となる人は更新の手続きを忘れずに行いましょう。なお、更新該当者には10月上旬に**更新案内の通知と申請書を郵送します。**

対象者

- ・有効期間が令和4年10月31日までの福祉医療費受給者証をお持ちの人
- ・前年度所得制限により受給できなかった人

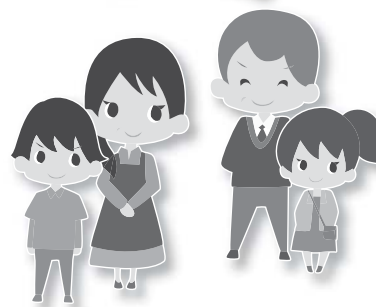
(令和3年中〈令和3年1月～12月〉の所得によっては受給が可能です。所得制限内の場合は更新案内の通知と申請書を郵送します)



手続きに必要なもの

- ・郵送する申請書
- ・対象者の健康保険証
- ・現在お持ちの福祉医療費受給者証

※保険情報の確認ができない場合は、新しい受給者証を交付できませんのでご注意ください。



手続き方法

- ・健康福祉課窓口にて必要書類にご記入いただき交付します。(書類不備などがあると交付できませんのでご注意ください)

問 健康福祉課 ☎32-1105

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

国民年金保険料は納付書のほか、口座振替やクレジットカードによる納付方法も利用でき、割引の制度もあります。

通常、毎月の国民年金保険料「納付期限」は翌月末になっています。納付期限が過ぎても、納付期限から2年後の納付書「使用期限」までなら納付することができます。

しかし、指定された納期限までに納付がない場合は、障害基礎・遺族基礎年金を受給しようとしたときに受け取れません。

また、強制徴収の手続きによって督促を行い、延滞金が課せられます。

国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付免除・猶予される制度がありますので、住民環境課へご相談ください。



問 大垣年金事務所 ☎78-5166

問 住民環境課 ☎32-1104